

華 頂 短 期 大 学 学 則

第1章 総則

(目的)

第1条 本短期大学は仏教精神に基づき教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広い教養を基盤として、実際に則した専門の教養を積み重ね国家社会の福祉に貢献しうる心身共に健全なる女子を育成することを目的とする。

2 本学の設置する学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究の目的については別に定める。

3 前2項の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、本学において自ら不断に点検および評価をおこない、その教育研究水準の向上を図るものとする。

4 前項の点検・評価をおこなう組織・項目など、実施に必要な体制については別に定める。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第2条 本学に設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
幼児教育学科	220人	440人
歴史学科	40人	80人

2 幼児教育学科に、保育士養成課程を置く。

3 保育士養成課程に関する規程は別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とする。ただし在学期間は4年を超えてはならない。

第3章 学年・学期・授業日数及び休業日

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

2 春学期・秋学期の期間は、年度により若干の変更をすることがある。

(授業日数)

第6条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行う。

(休業日)

第7条 本学における休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する日

(3) 創立記念日 10月10日

(4) 春季休業 3月15日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月16日まで

(6) 冬季休業 12月25日から1月8日まで

2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

4 必要がある場合、学長は第1項に定める休業日においても、授業、実習及び行事を行うことができる。

第4章 入学・退学・転学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年1月31日文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(7) 相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜試験を実施し、合否の判定は教授会の議を経て、学長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に入学金その他の学費及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを怠った者には入学許可を取り消すことがある。

第13条 本学に転学を願い出た者については、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。

(保証人)

第14条 入学を許可された者は、保護者1名(保護者なき者はこれに代わる親戚その他)を保証人と定め本学の指定する期間内に届け出なければならない。

第15条 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。

第16条 保証人が変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

(退学及び転学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 他の大学等への転学を希望する者は、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得な

ければならない。

(転科)

第18条 在籍する学科から他の学科に転科を願い出た者は、選考のうえ許可することがある。

2 転科に関する規程については、別に定める。

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により5週以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ休学を願い出ることができる。疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第20条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし特別の事由があると認められた者にとっては、引き続きさらに1年、通算2年までは延長することができる。

2 休学の期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第21条 休学期間満了のときまたは休学期間であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第3条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 授業料その他の学費の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (3) 第20条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 死亡または2年以上にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第23条 本学の教育課程は、総合科目・基本科目・発展科目として別表第一のとおりとする。

第24条 本学において開設する授業科目はこれを必修及び選択科目にわけらる。

(履修登録)

第25条 学生は、毎学期度の当初に履修する授業科目を登録しなければならない。また学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、修得することはできない。

(単位)

第26条 各授業科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義については、15時間を原則とする。ただし、別に定めるものについては30時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間を原則とする。ただし、別に定めるものについては15時間をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、45時間を原則とする。ただし、別に定めるものについては30時間をもって1単位とする。
- (4) 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、授業形態を考慮した上で学修の成果を評価して、単位数を定める。

(授業内容及び方法の改善)

第27条 本学において開設する授業科目の授業の内容及び方法の改善を図るために、自ら組織的に研修及び研究を実施する。

2 前項の目的を達成するため必要な実施体制等については別に定める。

(学修の評価)

第28条 各授業科目を履修した者には、試験を実施して学修の成果を評価する。

2 第26条第4項の授業科目については、本学の定める方法により学修の成果を評価する。

(試験)

第29条 試験の方法は、筆記試験やレポートのほか、各授業科目の授業の方法に応じた方法によるものとし、その方法は各授業科目の担当者がこれを定める。

2 試験の時期は、原則として学期末とする。ただし各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

3 病気等やむをえない事情により、学期末の試験を受けられなかった者は、追試験を受けることができる。

4 試験に関する規程は別に定める。

第30条 当該授業科目の履修について学期当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。

(単位の授与)

第31条 学修の評価は原則として100点を満点とする素点で表し、60点以上を合格として、単位を授与する。

(入学前の既修得単位の取り扱い)

第32条 教育上有益と認めるときは、入学前の短期大学または大学において修得した単位（第52条の規定により、修得した単位を含む。）及び他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の修得とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により、本学が修得したものとみなすことができる単位数は、本学において修得した単位を除き、30単位を越えないものとする。

3 前2項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第33条 教育上有益と認める時は、他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学に又は大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学が修得したものとみなすことができる単位数は、前項及び次条第2項の単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

3 前2項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により与えることができる単位数は、30単位を超えないものとする。

3 前2項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

第6章 卒業及び資格の取得

(卒業の要件)

第35条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第一に定めるところにより、下記にしたがって合計62単位以上を修得しなければならない。

(1) 総合科目4単位

(2) 基本科目A群10単位・B群8単位以上

(3) 発展科目40単位以上

2 前項発展科目の単位については、他の学科の発展科目の履修によって得た単位を、2科目

4 単位を上限として当てることができる。

(卒業)

第36条 本学に2年以上在学し第35条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第37条 本学の各学科において取得できる資格・課程及び免許の種類は次のとおりとする。

学 科	取得できる資格・課程及び免許
幼児教育学科	幼稚園教諭2種免許状 保育士資格 音楽療法士(2種)
歴史学科	学芸員(補)資格 図書館司書資格

第38条 本学幼児教育学科の学生にして教育職員免許状を得ようとする者は、第35条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を別表第二のとおり修得しなければならない。

第39条 幼児教育学科保育士養成課程の学生にして児童福祉法による保育士資格を得ようとする者は、第35条に定める卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を別表第三のとおり修得しなければならない。

2 本学幼児教育学科の学生にして全国音楽療法士養成協議会による音楽療法士(2種)の称号の授与を受けようとする者は、第35条に定める卒業の要件を充足し、かつ全国音楽療法士養成協議会の定める科目及び単位を別表第四のとおり修得しなければならない。

3 歴史学科学芸員(補)養成課程の学生にして、学芸員(補)資格を得ようとする者は、第35条に定める卒業の要件を充足し、かつ博物館法及び同法施行規則に定める単位を別表第五のとおり修得しなければならない。

4 歴史学科図書館司書養成課程の学生にして図書館司書資格を得ようとする者は、第35条に定める卒業の要件を充足し、かつ図書館法及び図書館法施行規則に定める単位を別表第六のとおり修得しなければならない。

5 歴史学科の学生にして旅行業法による社団法人全国旅行業協会の実施する国内旅行業務取扱管理者試験を受験しようとする者は、本学が指定する科目を別表第七のとおり修得しなければならない。

第7章 検定料・入学金・授業料・その他の費用

(検定料等の金額)

第40条 本学の検定料・入学金・授業料等の金額は次のとおりとする。

検定料	30,000円	授業料	860,000円
入学金	200,000円	施設設備資金	200,000円

2 前項所定の費用のほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。

3 学費納入に必要な手続き等については、別に定める。

(授業料の納入期)

第41条 授業料・施設設備資金は次のとおり納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

春学期	授 業 料	430,000円	納 期	4月30日
	施設設備資金	200,000円	納 期	4月30日

秋学期 授 業 料 430,000円 納期 9月30日

(退学等の場合の授業料等)

第42条 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者、または停学中の者、及び学年の途中で卒業する者は、当該学期の授業料・施設設備資金等全額を納入しなければならない。

(休学等の場合の授業料等)

第43条 休学した者については、休学期間中の授業料・施設設備資金等は徴収しない。ただし復学した者は、当該学年の当該学期分を納めなければならない。

(納付した授業料等)

第44条 既納の入学金・授業料等納入金は、還付しない。

第8章 職員組織

(職員組織)

第45条 本学に、学長及びその他の職員を置く。

- (1) 教授、准教授、講師（教職員）
- (2) 副学長を置くことができる。
- (3) 部長、課長及びその他の職員（事務職員等）

2 本学に、前項各号の他、必要な職員を置くことができる。

3 職員の服務規程は、別に定める。

第9章 教授会および大学評議会

(教授会)

第46条 本学に教授会を置く。

第47条 教授会は、学長及び教授・准教授・専任講師をもって組織する。

第48条 学長は教授会を招集しその議長となる。ただし学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長は教授会の構成員の3分の1以上から議題を示し、要求があった場合には、教授会を招集しなければならない。

第49条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(教授会の審議事項)

第50条 教授会においては、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学生の学位授与に関する事項
- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程及び授業に関する事項
- (5) 学生の身分の取扱いの規程に関する事項
- (6) 教員の教育研究業績審査に関する事項
- (7) 前6号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項

第51条 教職員の候補者の選考、昇格に関する事項については、資格審査委員会及び人事教授会において必要な審査を行う。同各委員会の規程は別に定める。

(大学評議会)

第52条 本学の運営に関する重要な事項を審議するために大学評議会を設ける。

2 大学評議会は学長がこれを招集し、次の事項について審議する。

- (1) 大学全体の基本的な事項
- (2) 学則及び学内諸規定の改正に関する事項

- (3) 学科等教育組織の設置・廃止・改編に関する事項
- (4) 事務局組織・附属施設等の設置・廃止・改編に関する事項
- (5) 学長からの諮問事項に関する事項
- (6) 教職員・事務職員の人事計画に関する事項
- (7) 大学の中・長期的な展望に関する事項
- (8) 予算案の編成に関する事項
- (9) 学長選任に関する事項
- (10) 名誉教授の授与に関する事項
- (11) 大学の自己点検・評価に関する事項
- (12) その他、大学運営に重要と判断される事項

3 大学評議会の構成員および運営については、別に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人学生

(科目等履修生)

第53条 本学の学生以外で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者がいるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として、入学を許可する。

2 科目等履修生の取り扱いについては、別に定める。

(外国人学生)

第54条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考のうえ入学を許可する。

第11章 長期履修学生

(長期履修学生)

第55条 第3条の規定にかかわらず、修業年限を超える一定の期間にわたり、授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者がいるときは、選考のうえ、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関しての必要な事項は別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に値する行為があった者には、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第57条 本学の学則に違反し、また本学の学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。懲戒は、退学・停学及び訓告とする。また退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 公開講座

(公開講座)

第58条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

第14章 附属施設及び附属機関

(附属施設及び附属機関)

第59条 本学に附属施設及び附属機関をおく。

- (1) 附属図書館
- (2) 教育開発センター
- (3) 地域発展活性化センター
- (4) 学生参画運営センター

2 前項附属施設及び附属機関に関する規程については、別に定める。

第15章 学寮及び厚生補導施設

(学寮)

第60条 本学に学寮を置く。学寮に関し必要な事項は別に定める。

(厚生補導施設)

第61条 本学に厚生補導のための施設として、健康相談室・学生相談室・食堂等を置く。

(規程の改廃)

第62条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日より施行する。ただし、昭和57年度以前の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、昭和59年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 学則第2条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学科専攻等	昭和61年度		昭和62年度～昭和74年度		昭和75年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科 生活科学専攻 被服専攻	100人 100人	180人 170人	100人 100人	200人 200人	80人 70人	180人 170人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人	150人	300人
社会福祉学科 社会福祉専攻 児童福祉専攻	100人 100人	170人 180人	100人 100人	200人 200人	70人 80人	170人 180人
計	550人	1,000人	550人	1,100人	450人	1,000人

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし昭和62年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

年 度 学科専攻等	平成元年度		平成2年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科 生活科学専攻 被服専攻	100人 100人	200人 200人	100人 100人	200人 200人	80人 70人	180人 170人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人	150人	300人
社会福祉学科 社会福祉専攻 児童福祉専攻 介護福祉専攻	80人 80人 40人	180人 180人 40人	80人 80人 40人	160人 160人 80人	60人 50人 40人	140人 130人 80人
計	550人	1,100人	550人	1,100人	450人	1,000人

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、昭和64年（平成元年）度以前入学

の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 学則第2条に規定する学生定員は、平成11年度までの間は、次のとおりとする。ただし、平成2年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

年 度 学科専攻等	平成3年度		平成4年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科 生活科学専攻 被服専攻	140人 120人	240人 220人	140人 120人	280人 240人	80人 70人	220人 190人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人	150人	300人
社会福祉学科 社会福祉専攻 児童福祉専攻 介護福祉専攻	100人 80人 40人	180人 160人 80人	100人 80人 40人	200人 160人 80人	60人 50人 40人	160人 130人 80人
計	630人	1,180人	630人	1,260人	450人	1,080人

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成4年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。
- 学則第2条に規定する学生定員は、平成11年度までの間は、次のとおりとする。ただし、平成5年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

年 度 学科専攻等	平成6年度		平成7年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科 生活科学専攻 服装科学専攻 生活文化専攻	100人 100人 60人	240人 220人 60人	100人 100人 60人	200人 200人 120人	60人 50人 40人	160人 150人 100人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人	150人	300人
社会福祉学科 社会福祉専攻 児童福祉専攻 介護福祉専攻	100人 80人 40人	200人 160人 80人	100人 80人 40人	200人 160人 80人	60人 50人 40人	160人 130人 80人
計	630人	1,260人	630人	1,260人	450人	1,080人

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

- 2 学則第2条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。ただし、平成11年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

年 度 学科 専攻等	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科												
生活科学専攻	100人	200人	96人	196人	92人	188人	88人	180人	75人	163人	60人	135人
服装科学専攻	100人	200人	88人	188人	74人	162人	60人	134人	55人	115人	50人	105人
生活文化専攻	42人	102人	40人	82人	40人	80人	40人	80人	40人	80人	40人	80人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人	150人	300人	150人	300人	150人	300人	150人	300人
社会福祉学科												
社会福祉専攻	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	60人	160人
児童福祉専攻	80人	160人	80人	160人	80人	160人	80人	160人	80人	160人	50人	130人
介護福祉専攻	40人	80人	40人	80人	40人	80人	40人	80人	40人	80人	40人	80人
計	612人	1,242人	594人	1,206人	576人	1,170人	558人	1,134人	540人	1,098人	450人	990人

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。
- 学則第2条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。ただし、平成13年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

年 度 学科 専攻等	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	206人	430人	188人	394人	170人	358人	150人	320人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人	150人	300人	150人	300人
社会福祉学科								
社会福祉専攻	100人	200人	100人	200人	100人	200人	60人	160人
児童福祉専攻	80人	160人	80人	160人	80人	160人	50人	130人
介護福祉専攻	80人	120人	80人	160人	80人	160人	80人	160人
計	616人	1,210人	598人	1,214人	580人	1,178人	490人	1,070人

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。
- 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学科専攻等	平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生 活 学 科	150人	338人	150人	300人
幼児教育学科	150人	300人	150人	300人
社会福祉学科				
社会福祉専攻	100人	200人	100人	200人
児童福祉専攻	100人	180人	100人	200人
介護福祉専攻	80人	160人	80人	160人
計	580人	1,178人	580人	1,160人

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第54条は平成18年度入学生から適用する。

附 則

この学則第36条は平成18年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、学則第38条別表第二は、平成18年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生 活 学 科	100人	200人	—	100人	—	—
幼児教育学科	200人	400人	200人	400人	200人	400人
社会福祉学科	150人	300人	—	150人	—	—
歴史文化学科	50人	100人	50人	100人	50人	100人
人間健康福祉学科	—	—	100人	200人	100人	200人
計	500人	1000人	350人	950人	350人	700人

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科	200人	400人	240人	440人	240人	480人
歴史文化学科	50人	100人	—	50人	—	—
歴史学科	—	—	50人	50人	50人	100人
人間健康福祉学科	100人	200人	—	100人	—	—
介護学科	—	—	60人	60人	60人	120人
計	350人	700人	350人	700人	350人	700人

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科	200人	400人	240人	440人	240人	480人
歴史文化学科	50人	100人	—	50人	—	—
歴史学科	—	—	50人	50人	40人	80人
人間健康福祉学科	100人	200人	—	100人	—	—
介護学科	—	—	60人	60人	60人	120人
計	350人	700人	350人	700人	340人	680人

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科	240人	480人	220人	460人	220人	440人
歴史学科	40人	90人	40人	80人	40人	80人
介護学科	60人	120人	—人	60人	—人	—人
計	340人	690人	260人	600人	260人	520人

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科	220人	460人	220人	440人	220人	440人
歴史学科	40人	80人	40人	80人	40人	80人
計	260人	540人	260人	520人	260人	520人